

生駒市一般不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を予算の範囲内において助成するに当たり、生駒市補助金交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱による「一般不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精以外の方法による不妊治療（診断のための検査及び治療効果を確認するための検査等治療の1つとして実施される検査並びに人工授精等を含む。）をいう。

2 この要綱における医療保険各法は次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(助成対象費用)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる一般不妊治療に係る費用は、産婦人科又は泌尿器科（以下「産婦人科等」という。）を標榜する日本国内の医療機関において不妊症と診断された者が、当該医療機関において受ける不妊検査及び不妊治療（男性不妊を含む）に係る費用とする。ただし、不妊治療には至らず、不妊検査のみの場合は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1) 入院時の差額ベット代、食事代、文書料その他の直接治療に関係のない費用
- (2) 他の市区町村において助成の対象となった不妊症の検査及び治療に係る費用

(3) 医療保険各法の規定に基づき支給される医療保険又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条に規定する医療扶助の適用対象となる治療に係る費用
(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 治療期間中及び第7条の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）において、法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚」という。）にある者を含む。以下同じ。）であること。

(2) 治療期間中及び申請日において、夫婦のうちいずれかが、本市に住民登録を有する者であること。

(3) 治療期間中及び申請日において、夫婦のいずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること。

(4) 申請日の前々月の月末において、夫婦のいずれもが、本市に納付すべき市税を滞納していないこと（納付期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている者は滞納とみなす。）。

(5) 治療開始日における妻の年齢が、43 歳未満であること。

(対象となる不妊治療)

第5条 医療保険診療適用分及び医療保険診療以外の夫婦の負担額を含めた不妊治療とし第3条に規定するものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 夫婦の同意なく実施した夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療

(2) 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法により注入し、当該第三者が妊娠及び出産し、依頼者夫婦の子とする方法をいう。）

2 助成の対象となる不妊治療は妻の年齢が 43 歳に達する月の末日までの期間とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、申請年度の前年度の1月1日から申請年度の12月31日までに負担

した、医療保険の適用を受ける診療に係る本人負担分の費用の額及び医療保険の適用を受けない診療に係る費用の額の夫婦の合計額（高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該合計額から当該給付額等を控除した額。以下「負担額」という）の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を50,000円とする。

2 助成金の交付期間は、1子当たり通算して5年度を限度とする。

（助成の申請）

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、生駒市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、申請者の同意があり、本市においてその内容が確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（1）対象者の住民票の写し

（2）生駒市一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第2号）

（3）対象者の医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることの証明書

（4）振込み口座の通帳等の写し

（5）法律上の婚姻をしている夫婦である場合、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類

（6）事実婚の場合、両人の戸籍謄本又は両人が重婚でないことを証明する書類及び事実婚の関係に関する申立書（様式第3号）

（7）その他市長が必要と認める書類

2 事実婚の関係にある夫婦が助成を受ける場合は、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認するものとする。

3 第4条第1項の申請は、申請年度の4月1日から翌年1月31日までに行わなければならない。ただし、妊娠その他の理由により、不妊治療が終了したときは、終了後速やかに行うも

のとする。

- 4 電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合は、申請書兼請求書（様式第1号）で自筆での氏名の記載を必要としている箇所を、電子計算機の映像面上で氏名を記入する方法に代替できるものとする。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、生駒市一般不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第4号）又は不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に助成金を支払うものとする。

（実績報告及び交付請求）

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、第7条第1項に規定する申請書兼請求書及び同項第2号の規定による証明書を提出することにより、実績報告及び確定された額の請求を行ったものとみなす。

（不正利益の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支払いを受けた者があるときは、その者から支払った助成額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、改正後の規定は平成30年4月1日から適用す

る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の規定による改正後の生駒市一般不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和5年1月1日以降に行われる一般不妊治療から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市一般不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和6年1月1日以降に行われる一般不妊治療から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市一般不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、令和7年1月1日以降に行われる一般不妊治療から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。